

ひとり親家庭等の方のための主な福祉制度

児童扶養手当（こども家庭課 Tel082-420-0941）

詳しくは、別紙「児童扶養手当について」を御覧ください。

ひとり親家庭等医療費の公費負担（こども家庭課 Tel082-420-0941）

ひとり親家庭の医療費を公費で負担します。受給資格者は、保険診療分の医療費について、自己負担金（医療機関ごとに500円/日）のみで受診することができます。

《対象者》 18歳までの児童を扶養しているひとり親家庭の母または父及びその児童等で、所得税非課税世帯の方

《申請に必要なもの》 対象者全員の健康保険の資格情報がわかるもの、ひとり親家庭等であることを証明するもの

《有効期間》 原則として、申請日から児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日までです。
受給資格は、毎年8月に新年度の所得に基づいて審査し、認定された場合は更新します。
認定されなかった場合は、翌年の7月中に再申請することで、8月からの資格を審査します。（8月以降は申請日からの資格を審査します。）

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（こども家庭課 Tel082-420-0407）

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦等に対して各種資金を貸付する広島県の制度です。

相談・申請は、こども家庭課で受け付けます。

《貸付金の種類》 修学資金・就学支度資金・事業開始資金・事業継続資金・技能習得資金・修業資金・就職支度資金・医療介護資金・生活資金・住宅資金・転宅資金・結婚資金

資格取得や各種講座の受講に対する補助（こども家庭課 Tel082-420-0407）

母子又は父子家庭の母・父・児童に対して、経済的自立を目的とした資格取得にかかる高等技能訓練期間の生活の負担軽減や、養成講座の経費の補助を行います。受講前に事前相談が必要です。※支給要件あり

○ 自立支援教育訓練給付金

養成講座（簿記・医療事務・介護初任者研修等）の経費の60%補助（限度額20万円）

※雇用保険制度の教育訓練給付金指定講座であること

○ 高等職業訓練促進給付金

看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・作業療法士・理学療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・シスコシステムズ認定資格・LPI認定資格等の免許取得のため、6月以上のカリキュラムを受講する場合、修学期間について生活の負担軽減として支給します。

※教育訓練給付制度の専門実践教育訓練給付の対象であること

市民税非課税世帯 月額10万円（最終年のみ月額14万円）

市民税課税世帯 月額7万500円（最終年のみ月額11万500円）

○ 高等職業訓練修了支援給付金

カリキュラム（6月以上）を修了した、高等職業訓練促進給付金の受給者に支給します。

市民税非課税世帯 5万円 市民税課税世帯 2万5,000円

就学援助（学事課 Tel082-420-0975）

児童扶養手当の受給者や、経済的に困窮されている世帯の方は、小・中学校への就学のために経済的な援助を必要とする場合、学用品費や学校給食費などの援助を受けることができます。希望する方は、「就学援助申請書」に必要事項を記入の上、申請に必要な書類を添えて、学校に直接提出してください。

JR 通勤定期券の割引購入（こども家庭課 Tel082-420-0941）

児童扶養手当の受給者は、JR（鉄道）の通勤定期券が割引購入できる特定者用定期乗車券購入証明書の交付を受けることができます。

《対象者》 児童扶養手当受給者及びその世帯員

《申請に必要なもの》 印鑑、児童扶養手当証書、特定者資格証明書

（特定者資格証明書がない方は、タテ 4cm×ヨコ 3cm の上半身無帽の写真）

母子・父子自立支援プログラムの策定（こども家庭課 Tel082-420-0407）

ひとり親家庭等の父又は母の自立にむけて具体的に組み込むために「母子・父子自立支援プログラム」を策定し、資格取得やハローワークの利用など就労にむけて継続的な支援を行います。希望する場合はご相談ください。

ファミリー・サポート・センター利用料の助成（こども家庭課 Tel082-420-0941）

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）が、相互援助活動を行う会員組織です。母子家庭または父子家庭（原則として 0 歳児から小学 6 年生までの児童の保護者）が利用する場合、優先して提供会員を紹介します。

また、児童扶養手当の受給者は、利用料の半額を助成します。（上限額：月 1 万 5,000 円）

子育てや経済的自立にかかる相談窓口（こども家庭課 Tel082-420-0407）

家庭児童相談室（月～金 8：30～17：15）を開設しています。専任の相談員が子育ての悩みや経済的自立にかかる相談に応じます。お気軽にご相談ください。

その他の手続き

* 戸籍のことは	市民課	☎ (082) 420-0915
* 国民健康保険・国民年金のことは	国保年金課	☎ (082) 420-0933
* 児童手当・こども医療のことは	こども家庭課	☎ (082) 420-0941
* 保育所のことは	保育課	☎ (082) 420-0934
* いきいきこどもクラブのことは	青少年育成課	☎ (082) 420-0929
* 子の入籍のことは	広島家庭裁判所	☎ (082) 228-0494
* ファミリー・サポート・センターのことは	ファミリー・サポート・センター	☎ (082) 493-6072